

環境保全基準部会における審議状況

1 設置目的等

京都市環境基本条例第11条の規定に基づく環境保全基準（以下「市保全基準」という。）の策定又は改定及び生活環境の保全等に関する事項について必要な検討を行うため設置しています。

事務局は、環境政策局環境企画部環境指導課

2 令和4年度の審議状況

令和4年度の開催なし

（参考）令和3年度審議状況

第1回 令和4年3月10日

議題1 市環境保全基準の改定について

議題2 その他

環境省において、公共用水域の「水質汚濁に係る環境基準」及び「地下水の水質汚濁に係る環境基準」の改正について告示されたことを受け、市保全基準の改定について審議。

主な御意見等

議題1について

- ① 現行の類型指定が大腸菌数の実績を踏まえたものではないため、今後、調査結果の基準達成状況を踏まえ、類型指定の見直し等を検討することが望ましい。
- ② 公害行政の基本となる常時監視を適切に継続し、今後、新たに監視する大腸菌数に限らず他の項目でも基準超過が見られた場合には、原因究明及び適切な対策を検討することが望ましい。

議題2について

- ③ 人の健康保護に係る項目の見直しに当たっては、原則として、部会委員に書面で報告し、確認していただくこととなった。

審議資料及び会議録については以下のホームページに公開しています。

https://www.city.kyoto.lg.jp/templates/shingikai_kekka/kankyo/0000296513.html

市保全基準の改定については、令和4年3月16日に環境審議会に報告したうえで、令和4年4月1日に告示しました。

告示全文については、以下のホームページに公開しています。

改定の内容

項 目	改 定 前	改 定 後
大腸菌群数		
A A類型	50 MPN/100mL 以下	20 CFU/100mL 以下
A類型	1,000 MPN/100mL 以下	300 CFU/100mL 以下
B類型	5,000 MPN/100mL 以下	1,000 CFU/100mL 以下
六価クロム	0.05mg/L	0.02mg/L

3 令和5年度の審議状況及び今後の予定

市保全基準の策定又は改定及び生活環境の保全等に関する事項について、必要に応じて部会を開催します。

＜参考：用語説明＞

【環境基準】

環境基本法第16条の規定に基づき、人の健康の保護及び生活環境の保全のうで維持されることが望ましい基準として、大気、水質、土壌、騒音をどの程度に保つことを目標に施策を実施していくのかという目標を定めたもの。

【京都市環境保全基準】

京都市環境基本条例第11条の規定に基づき、市民の健康を保護し、快適な生活環境及び良好な自然環境を保全するうで維持されることが望ましい基準として、京都市が独自に定めているもの。

○「人の健康に係る項目」に該当する項目

大気汚染、水質汚濁（人の健康保護に係るもの）、地下水汚染、土壌汚染の各項目

○「人の健康に係る項目」に該当しない項目

水質汚濁（生活環境に係るもの）、騒音、悪臭、地盤沈下、緑、ダイオキシン類の各項目